

議 案 第 21 号

摂津市行政手続条例の一部を改正する条例制定の件
摂津市行政手続条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月19日提出

摂津市長 嶋 野 浩一朗

提案理由

行政手続法の改正に伴い、本条例を制定するものである。

摂津市行政手続条例の一部を改正する条例

摂津市行政手続条例（平成8年摂津市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第12条第1項中「の名あて人」を「の名宛人」に改め、同項第1号イ中「名あて人」を「名宛人」に、「はく奪する」を「剥奪する」に改める。

第13条第1項及び第2項中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第14条第1項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第3項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を摂津市役所前の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を摂津市役所前の掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第15条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第21条第3項前段中「第14条第3項」の次に「及び第4項」を加え、同項後段

中「同条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に、「
「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」を「、同項中「とき」に、「掲示を始
めた日から2週間を経過したとき（」を「とき（」に、「、掲示を始めた」を「、当
該措置を開始した」に改める。

第24条中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第27条第1項中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第28条前段中「第14条第3項」の次に「及び第4項」を加え、同条後段中「、
「同項第3号」を「、同条第4項中「第1項第3号」に、「同項第3号」」を「第
27条第1項第3号」」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第14
条第3項後段」を「第14条第4項後段」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の摂津市行政手続条例第14条第3項及び第4項（これらの規定を同条例
第21条第3項（同条例第24条後段において準用する場合を含む。）若しくは第
28条又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の
日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例に
よる。